

弘前市文化奨励賞表彰基準
(令和6年12月4日改正)

1 表彰の目的

文化芸術の分野において、優れた成績をあげた個人、団体を表彰し、もって今後の活動を奨励する。

2 表彰基準

文化芸術の分野において、全国的規模の大会（国、地方公共団体又は地方公共団体の教育委員会が主催若しくは後援する大会）に出場し、優秀な成績をあげた（第1位から第3位に相当する賞を受けた）個人又は団体に対し表彰を行う。

個人は次に掲げる（1）、（2）、団体は（3）、（4）のいずれかに該当するものとする。

（1）本市に所在する小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校（以下「学校」という。）に在学する児童・生徒。

（2）本市に主たる文化活動の拠点がある団体に所属する児童・生徒。

（3）本市に所在する学校の文化部。

（4）本市に主たる文化活動の拠点がある団体で、児童・生徒を主体として構成する団体。

3 表彰分野

演劇、音楽、舞踊、美術、漫画、工芸、書道、写真、放送、映像、囲碁、将棋、新聞、文学、短歌、俳句、川柳、茶道、華道、作文、かるた、料理、郷土芸能、ファッション、マーチングバンド、その他文化芸術活動に関するもので特に市長が認めた分野。

4 表彰の対象期間

表彰の対象期間は、6に定める表彰月が属する年の前年の1月1日から12月31日までとする。

5 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与して行う。

なお、表彰は、市長の名で行うものとする。

6 表彰の時期

表彰は、2月に行う。ただし、特に事情があるときは、この限りではない。

7 被表彰者の決定

前記2の表彰基準に基づき、市長が被表彰者を決定する。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。